

文教福祉委員会

令和2年12月15日（火）

午前10時08分～午前11時40分

議会大会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 大城保健福祉部長、村口障がい福祉課長
- ・教育部 松島副理事兼学校教育課長
ほか、関係職員

【案件】

- ・執行部からの意見聴取
- ・委員間討議

○池田委員長

それでは改めまして、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会、第4回の所管事務調査を行います。

教育部のほうがちよっと遅れておりますので、先に保健福祉部から説明を求めたいと思います。今回本当に当委員会からの出席要求に対しまして、応じていただきまして大変ありがとうございました。最初に、所管事務調査のスケジュールについて確認をいたしたいと思います。前回の所管事務調査の際に、執行部からの意見聴取を行うこと、団体からの意見聴取については、聴覚障がい者の団体だけでなく、視覚がい害の団体を加えることを予定しております。そこで、このことを反映させたスケジュールを作成し、Side Booksの本日の会議のフォルダに掲載していますので、御確認をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。次第の2、障がい者とのコミュニケーション方法の状況について資料が出ておりますので、まず保健福祉部のほうから説明をお願いしたいと思います。それでは、前回の聴覚障がいの分については、説明聞いておりましたので、その部分は、外していただいて、資料が全部含めて入っておりますので、参考にしてください。よろしく申し上げます。

◎保健福祉部説明

○池田委員長

保健福祉部のほうから、説明がございました。引き続き、教育委員会からも、資料が出ておりますので、まずこちらのほうの説明からお願いしたいと思います。

◎教育委員会説明

○池田委員長

資料についての説明がございましたけども、これについて、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。

○山下明子委員

御説明をいただきまして、保健福祉部の資料の関係で、各年度の制度の利用者数がありますよね。それで、6ページ7ページあたりで、所得制限があるという関係もあるのでしょうかけれども、何かやっぱり、コミュニケーション促進のための補装具支給だとか、日常生活用具の給付とかいうのが、件数はやっぱりすごく少ないと思うのです。実際にいらっしゃる方たちの中で、どこまで知られているのかというレベルの話なのか、それとも、所得制限で引っかけられないのだということなのかというの、ちょっとよくわからないなという感じがするのですが、どうなのですかね。

○村口障がい福祉課長

手帳をとられる際には、市のほうから、この障がい者福祉サービスの御案内というのをお渡ししております。該当すると思われるサービスには、丁寧に説明をしているところでございます。また、特に補聴器とか眼鏡については、お店のほうで、どの補助ができるかというのは、承知されていますので、補助ができるというようなことは、お伝えを事業者さんのほうに協力いただいてというか、されてあるようです。

○山下明子委員

例えば、コンタクトレンズはゼロとか、それから一番下の重度障がい者の意思伝達装置が2件、購入1件、修理1件ということで、これは各年度に1件ずつあったということではなく、元年度時点での、1件1件だということですよ。だから、変化がない状態で、今使っている人が、この制度を活用している人が1件だという話になると思うのですが、そんなもん、なんだかなあ、というのがちょっとよくわかんないのですけどね。

○村口障がい福祉課長

これは年度ごとなので、累計をしていっているわけではないです。

○池田委員長

年度ごとの利用者ということですね。機能と障害福祉計画のことでもちょっとお聞きしたのですが、要するにこれ活用している人が、今現在何人おられるのかということはおわかっておられるのですかね。そのときそのときは1人だとか2人だとかって言いますが、現時点で何人これを活用している人がおられるのかということの把握はもちろんできているのですよね。

○村口障がい福祉課長

この重度障がい者用の指定装置については、これは必要な方、必要じゃない方がいらっしゃいますので、そこは把握していません。例えば、この前私が、視覚障がい者団体の方

とちょっとお話を伺いする機会があったのですが、いわゆるパソコンとかスマホとかいうのは、ほぼ使われている音声に変えることができるように、アプリを入れたりということで、何らかの方法でパソコン等は、使用されてあるということで聞いております。それからまた、その時市に相談があれば、当然、助成対象機器であれば、助成をしているというふうに考えております。

○障がい福祉課職員

補足をさせていただきます。補装具と日常生活用具につきましては、個人ごとに個別にファイルをつくっております。それと、もちろんうちのデータ入力もしております。今、その方が、いつ、どういった品目を購入されているかという記録をすべて残すようにしております。ですので、そのデータを抽出したりすれば、数も把握できますし、どういった品目をそれぞれに給付をしているのかという記録も分かります。これが、その方が、例えば佐賀市外に引っ越しされたときとかも、その記録をすべて、次の市町に引き継がなければならないというふうになっております。やっぱり対応年数等がありますので、一つ一つの品目がいつ買って、いつ終了してってという記録はとても大事なもののなので、記録を残しております。

○山下明子委員

個人ごとの、要するにカルテのような形になっていることなのだと思いますので、それはわかりましたが、要するに、そういうことを利用している人たちがどれぐらいいるかということが、全体像としてわかるようなデータというふうには、示されないものなのかということなのですが。

○障がい福祉課職員

市のほうの福祉の障がい福祉のシステムが入っているのですけれども、そこに入力をしている分については、データを抽出ができますので、そこで、把握も可能かと思います。

○山下明子委員

例えば、こういうコミュニケーションに関する部分なんかを、特にテーマに関しては、そういう、この全体像として、一体どれぐらいの人がこれを利用しているかというところの資料をいただきたいと思うんです。

○障がい福祉課職員

ただし、これがかなり昔からの記録になりますので、すべて電算入力されているものでもない部分もございます。それと、以前給付されていても、今は使っていない給付とかもありますので、それを今使っていないかどうかという確認まではちょっと困難です。

○池田委員長

難しいですかね。ほかにございますか。

○村口障がい福祉課長

補足ですけど、また、私の説明で申しわけないんですけど、職員のほうは、もうとにかく、手帳の申請があったときには、このサービスの御案内で、なるべくそのサービスが受けられるようにということで、かなり丁寧な対応はしているというふうに、課長としては思っておりますので、その中で、希望があれば、申請をしてくださいというのは時間をとって説明をしているところでございます。

○山下明子委員

以前、視覚障がいの方たちの講習会に参加したときに、結構機器がいっぱい紹介されていて、県内の中では佐賀市は結構メニューも広くとっていて、使い勝手がいい制度になっているという話ではありました。だから、そこがどれだけより知らされていくかということも、大事ななとは思っているのですけれども。そこは褒めておられました。

○池田委員長

私からちょっと1点ですけど、視覚障がい者用に活字文書読み上げ装置がありますよね。前も役所の文書に、音声コードを付けて出してくださいということも要望したりとかしていたのですが、付けている状況というのは、大体の書類には付いているものなのか。普及状況はどんな感じですか。

○村口障がい福祉課長

保健福祉部は大体入れるようになってはいますが、ほかの――、例えば計画ですとか、その辺が全部網羅されているかというのは、ちょっと把握できていないです。

○池田委員長

計画の概要版には、結構ついているのは見てはいますが、一般の方に配られるその書類とかには、そういった表示……、音声コードをつけているというのは、余りそういったことはないような気がするんです。

○村口障がい福祉課長

音声コードの場合が、全部読み上げできないので、かなり省略した分――、一つのバーコードで読み見込める字数がちょっと決まっているということで、非常に省略して入れるとかいうことで、ちょっと作業に非常に時間がかかるということで、全部が全部できてない部分があるというふうには思っておりますので、委員長の指摘は重く受けとめたいと思っています。ちょっとそこは、庁内で何かその辺をできるような仕組みはやっていかないといけないなど。

○池田委員長

視覚障がいの方からも、なかなかそういった書類が少ないというか――、よって読み上げ装置にしても、なかなか購入が普及していないというのがあったりとかしていたので、そういったこともちょっと今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

○山下明子委員

今のお話だと、結局その保健福祉部関連の印刷物に関してはそういう認識だけれども、

全庁的にこれをしようというところまで至っていないということなのですかね。これをスタンダードにしましょうねという話にはなりきれていないということでしょうか。

○村口障がい福祉課長

そこまでちょっと徹底ができてないです。

○山下明子委員

例えば、図書館とかいろんなところに佐賀市の資料があつて、それを読みたいなと思ったときに、朗読ボランティアの方だとか、そういう方に来てもらつてというようなことを一々するというのは非常に荷が重い。一々そのためにというふうには本当に荷が重いと言われるわけですよ。それで、自分でちゃんとそれを読み込める機械があるのに、それで自分が好きなように借りてきてそれをやるっていうふうにはできるのに、というのはやっぱあるわけですよ。だから、大事な佐賀市の計画とかいろんなことに関しては、きちんとそれはスタンダードにしていくっていうことを、ぜひともしていくべきではないかと思えます。でないと、本当に自由に情報にアクセスするというところの最低限だと思うのですけど。だから、生活している上では保健福祉部の情報だけではないので。まちづくりだとかいろんなこともあるし、総合計画なんかもそうだしと思うのです。その辺は、どんな話になっているのかなど。

○村口障がい福祉課長

すみません、私が保健福祉部長だったもので、そういう徹底が保健福祉部だけで、ちょっと自分ができているっていうところで。他の課でも、例えば補助金がありますので、それに対する取りまとめは障がい福祉課でやっておりますが、毎年各課から、計画でそういうのつくりましたということで上がってくるんですが、ちょっと私が見たところ、何か少ないように。この計画はできていて、この計画できていないというのはちょっと把握していませんけど、感覚的にちょっと少ないようには思っていますので、そこはちょっと、何らか対応策を考えていかないといけないと思っています。

○山下明子委員

例えば、ホームページの映り込みが、だれにでも見えるような色を使いましょうとか、そういうことを今まで話し合つてこられたじゃないですか。だから、それと同じように、音声読み上げのデータをちゃんときちんとつけるっていうのも、そういうふうなスタンダードにしましょうね、というふうなことでやっていく話だと思うのですよね。それは佐賀市としてやるんですよということだと思つたので。そういう、ぜひ呼びかけは、それを保健福祉部のほうで音頭をとって、全庁的にやっていきましょうと、バリアフリーですよということだと思つたのですけども。

○村口障がい福祉課長

委員御指摘の点はそういうふうには持っていきたいなと。宿題がずっと今、いっぱい出ているので。

○永渕副委員長

せっかく今日は、教育部のほうに来ていただいているので、この資料、ちょっと外れますけど、ちょっと質問をしたいのですけど。いわゆる視覚障がいとか聴覚障がいとか——手話、ちょっと手話をメインでお話すると、そういうものを総合学習とか通して、学ぶ環境があればいいよねというのは思うわけですよ。ただそう思ったときに、例えば総合学習の中、ネットリテラシーとかいじめ問題とか、地域ティーチャーとか食育とか、いろいろやることもいっぱいあって、なかなかできないよねというところから先に言うから、いつもこう前に進まないような気がしていて、そういう意味で、こういう例えば手話とかを小学校の授業の中で学ぶということを考えたりとか、そういう障がいを学ぶと考えたときを1コマしっかり求めていくとしたときに、今、学校の中でどういう部分を解決していけば、そういうことを児童という時間の中から学ばせることができるのか。どういう部分を解決していけばそういうことができるのか。そのあたりはどうお考えなのかをちょっと聞きたいのですけど。

○松島副理事兼学校教育課長

手話に限定してということでもよろしいですか。手話についてということで、小学校の中で学ばせる。きっちり時間をとって学ばせるためにはどのようにすればよいかということの御質問だと思いますけれども、そもそも、手話を学ぶことそのものが学習指導要領に位置づけられているというものではございませんので、これを強制的に教育委員会で学ぶように位置づけなさいということは、なかなかこれは難しいというふうに思っております。ただ学校の中で、先ほど副委員長言われましたように、総合的な学習の時間等で手話を学んで、例えば文化発表会等で手話を交えながら歌を歌ったりとか、国語の教材等に盲導犬の訓練でありますとか、そういった視覚障がい者の方のところを学ぶようなものがございまして、それと関連づけて学んだりするということがございまして。あるいは、聾学校や盲学校の近くの学校は、その交流を行ったり、あるいは学校に難聴のお子さん、弱視のお子さんがいらっしゃる場所については、そういったお子さん方の障がい理解というところでやるというところはあると思いますが、その日常的に手話を使って会話ができるところまでというのは、これはなかなか非常に難しいのではないかなと思っております。それで、何を解決すればというところがあるのですが、やはりこれは学校全体として、校長先生のお考えもあろうかと思いますが、その総合的な学習の時間をどのように考えて、障がい者理解というところに非常に力をおいて、ある学年でそれを必ず学ぶというように位置づけるというのが一つの方法かと思いますが、やはりこれはそれぞれの学校の実情、それから校長先生のお考え、そういったものに関わってくるのではないかなと思っております。

○永渕副委員長

その手だてというところが、いつもこう、いろいろなことをする上でも考えるところで、例えば、校長会があるので校長会のほうに皆さんにお伝えしますね、とかいう

ことで立ちどまってしまうような部分というのは、こういういろんなことを子どもたちに学んでほしい、ただ時間が少ない、カリキュラムの時間。先ほど言ったように学習指導要領に入っていない部分があるので、そういうところというところもお話があるのですが、それは例えば、教育という部分ではなくて佐賀市全体の中で、基軸としてそういうものをしていくんだというのが、ある種定められていくようなことがあって、そういうまちにしていこうというような基準ができたりすると、またそこはちょっと考え方が違ったりするものなのではないでしょうか。ちょっとそれを聞きたいです。

○松島副理事兼学校教育課長

あくまでもこれは私見と申しましょうか、ということになってくるかと思うのですが、手話というものについては、その聴覚障がいの方々についてもいろいろなお考えがございます。例えば、聾学校に行かれる方については手話を学ばれる方——全て耳が聞こえない方についてはいらっしゃいますけれども、難聴のお子さん等であれば、できるだけ通常のお子さんと一緒に育てたいということ、手話ではなく唇の動きを読んで会話ができるようにするというような方法を非常に好まれる方等がいらっしゃって、特に手話を勉強させてないという方も非常にたくさんいらっしゃいます。障がい者理解ということそのものについて考えるならば、手話を全員で学ぶというよりも障がいのある方々のそれぞれの特性といいますか、困っていらっしゃるところを、それぞれ子どもたちが学ぶと。お子さんについては今困っている状況がどんな状況によって、何が困っているのかというようなことで、相手を理解するというような道徳的心情、それから障がい者理解に向けての心情、そういったものを高めるということが障がい者理解については近道ではないのかなというふうに我々としては思っております。その中で、あるいはその難聴のお子さんに関わるところが、お子さんがやがて手話等に興味を持って勉強されるという方というのが、出てくるのではないかなというふうに思っているところで、特に小学校、中学校の段階では、そういった相手を理解する、相手の心情に立つ、相手の立場に立つ、そういった教育が逆に障がい者理解には近道ではないのかなと思ったりもしています。

○永渕副委員長

確認という意味での質問ですけれども、手話に限定しないでお話をしていただいたので、そういうことを学ぶこと、児童の時代とか、生徒の時代に学ぶことというのは、やはり子どもの情緒とかいろんなものを含めて学ぶという点で、学校現場としては、そういうことを学んでいくこと自体は好影響を与えるというふうな認識をお持ちなのか、最後にそこだけちょっと教えていただいてもいいですか。

○松島副理事兼学校教育課長

それについては、現在、インクルーシブ教育っていうこともあっておりますけれども、とにかく、人権同和教育とも関わってまいります、いろいろな子ども、それぞれの立場を理解してというところについては、もうそれはもちろん、学校の人権を大切にすると

うところが大きなところではまいますので、これについてはもう高ウエートという、先ほどおっしゃいましたけども、そのとおりあることは間違いないと思っております。

○富永委員

こちらの保険福祉部のほうの9ページの1番下、9番の点字、声の広報ということでありまして、先月、私たちのほうで宮崎市のほうに委員会のほうで視察に行きました。その中で、手話言語条例の先進地ということで行ったのですが、私たちは聴覚障がいというイメージがすごく大きくあって、そのイメージで行ったのですが、そのときに宮崎市のほうが、障がい者に対する意識が広く——広くっていうか、聴覚だけじゃなくて視覚障がいとか、いろんなコミュニケーションを持たない人たちのための条例をつくっていらっちゃって、その中で、市役所の中に点字プリンターがありますというふうにおっしゃっていて、佐賀市のほうはどんなですか。市役所でそういう、点字をつくったりするプリンターとか置いてあるのでしょうか。

○村口障がい福祉課長

点字プリンターですか。それは置いていません。

○富永委員

分かりました。じゃあ、その広報っていうのはもう、例えば窓口に来られて、視覚障がいの方が来られた場合は、既存の今あるやつでしかできないということですね。

○山下明子委員

ちなみに、この点字、声の広報に関しては、今、市報、市議会だより、ごみカレンダー等ってあるのですが、ほかに何をされていますかね。

○村口障がい福祉課長

保健福祉部の計画ですとか、そういうので上がってきます。毎年じゃないのですが、保健福祉計画とか、その保健福祉部にかかわる、そういう計画ということですかね。あと、人権の課とか企画とかは上がってきている。

○山下明子委員

教育委員会も障がい福祉のほうも含めてなんですが、ちょっと出た宮崎のほうでいろいろ資料いただいたところに、これいいなと思って見た分があるのですが、障がい理解を進めるためのみんなが一緒に暮らせるまちへ、障がいを正しく知ってサポートしましょうという冊子なのですが、これ別に宮崎市がつくっているわけじゃなくて、東京法規出版が作っているものなので、ひょっとして御存じかな。佐賀市でもこれを活用されているのかなと思ったりしたのですが、子どもたちにもよくわかるようになっているし、優しい言葉でルビつきで、もし困った人がいたらこういうことが必要ですとか、災害時はこういうことが必要ですとか、何かとてもよく分かる中身になっているのですよね。それで、例えば、学校での障がいに関して学ぶときなんかは、どういうものを使っておられるのでしょうか。それからその保健福祉部のほうも障がい理解を進めるためのいろんな啓発のものは、

どんなものを使っておられるのでしょうか。

○松島副理事兼学校教育課長

障がいそのものを学ぶということになりますと、やはりこれ実際に障がいのある方、例えば盲導犬を連れて方に来ていただいて、その実際に盲導犬と触れ合う中で、どのようなところに困っていらっしゃるのかとか、そういったところで学習をしたり、ペーパーによるその教材というものをを用いて、例えば聴覚障がい者はこうだよとかそういう勉強ではなくて、実際に障がいのある方に来ていただいて、体験を聞いたりとか、そういうことが多いのではないかなというふうに理解をしています。

○池田委員長

保健福祉部のほうはどうですか。

○村口障がい福祉課長

ちょっと私が今手元に持ってきていないのですが、市の差別解消法についてのパンフ、それから県のパンフとかをちょっと使っています。

○山下明子委員

教育委員会のほうで実際の当事者の方にお話を聞くというのは、もう当然それは必要だと思いますので、それはそれでいいのですが、これはちょっと後でぜひ御覧になっていただければというか、多分全国どこでも使えるものだと思うので、その当事者のお話を聞いた後に、全体像をいろいろつかんでいく上でも、とても役に立つだろうし、一般的にとてもわかりやすい。日常生活でも災害時でも、こういう目を持って地域で接していけばいいんだなあということが分かる中身になっているのですね。立教大学の先生が監修されているものだそうなのですが、これはぜひ、みんな持っているようにと思います。それで、結局そういう周りのサポートはサポートとしながらも、どれだけいろんな部分で配慮を広げるかっていうところも必要だと思うので、さっきの利用ができやすいようになっているのかとか、実情どうなっているか、さっきの制度のことというあたりは当事者の方たちがどれだけ利用しているのかとか、ぜひ本当につかんでもらいたいなとも思います。

○池田委員長

要望ですね。

教育委員会を聞きたいのですけども、今、小学校とかで椅子にテニスボールをつけて、音が出ないようにということで配布されているのですけど、これ大体もう全校、どこの学校でも取り入れてらっしゃるのですか。

○松島副理事兼学校教育課長

すみません。ちょっと、数としてどのくらいというのは把握をしていないのですけれども、実際、木製の椅子を使っている学年には、テニスボールがちょっとはまらない状況になります。物理的にはまらないので、それはちょっとできてないところですが、やはりその難聴学級のあるところとか、音に非常に敏感なお子さんがクラスにいるところとかは、

大体テニスボールをつけてあるところが多いです。

○池田委員長

ということは、もう難聴の子どもたちがいるところには、配慮してつけてあるということでしょうか。

○松島副理事兼学校教育課長

それはもう各学校で、難聴学級のあるところについては、ほぼされていると理解をしています。

○池田委員長

そうしたら以前、開成小学校で、卒業式に要約筆記の方を呼んで、いろいろな言葉を卒業式のところでされたということで記事にもなったのですが、そういった要請とか、そういうのはその後あたりとかしているのでしょうか。その裁量というのは、やっぱり校長先生がそういう許可したりとかされているのですか。

○松島副理事兼学校教育課長

今委員長が言われました、開成小学校の事例以後は、特に要請っていうのがあっておりませんので、その後は卒業式等で映してというのはやっていないのですが、もちろん要請があった時点で校長裁量になるのですけれども、ほぼそういうのは要請を受けるといいでしょうか、実現するような方向で動いていただけるようにとは思っております。

○池田委員長

あと、ノートテイクといいますか、授業で横について、先生の言葉を書いて、児童・生徒に伝えるとか、そういったこととかも事例としてあるのかどうか。

○松島副理事兼学校教育課長

現在のところ、今いらっしゃる難聴学級のお子さんについては、補聴器とそれからコミュニケーションといいまして、先生がしゃべったのを目の前の指向性のスピーカーで出す、そういった装置等を利用して、今のところ是对応できているので、今のところ要約筆記はあってない状況です。

○山下明子委員

今日、執行部に来ていただいた目的の一つに、私たちはもともと手話言語条例って思っていましたけれども、さっき富永委員も言われたように、宮崎市だとかの話聞いて、手話に特化せずに、また障がいの有無にかかわらず——、要するに手帳を持っているか持っていないかにかかわらず、コミュニケーションを必要とする人たちに、きちっとスムーズにできるような考え方でいきましょうという、宮崎市の条例の考え方がとてもいいなと思って。宮崎市の場合は、県も市も同時に進んだという話でした。宮崎国体、障害者芸術・文化祭が宮崎であるということだとか、それから何かオリンピックのカナダとかドイツのホストタウンになるという、いろんなこともあって、コミュニケーションをきちっとしていましょうというところからスタートしたそうですが、県は手話言語条例という名

称にして、でも宮崎市は県と相談もしながら、やっぱり宮崎は障がいの特性に応じたコミュニケーションということにしたってという話での私たちは学びをしてまいりました。それで、実際佐賀市として、この条例に関してどのような思いを持っておられるのだろうかというところを、ちゃんと確かめたいよねというのが率直なところだったのです。条例必要だと思いませんかということなのですが。

(「ストレートにいくね」と呼ぶ者あり)

みんなそういうふうに聞きたいと思っているのでね。

○大城保健福祉部長

今言われた内容もそうなのですが、いろいろな議員の声を聞きますと、やはり障がい者へのいろんな手当が行き届いてないというような状況があって、そこがやっぱり現状にあるのかなというふうには思っております。そこに対して、どこまで行政が支援を拡大、拡充できるのかというのは、非常に財政的な問題とか、障がい者に限らず、この間永渕副委員長から言われたような、ひきこもりの問題とか、いろんな問題がありますので、そのあたりは総合的に、やっぱり考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。いろんな先進都市の事例——、今お聞きしたところで、点字プリンターとか私もちょっとよく知らなかったのですが、それから音声の読み上げ装置とかそういったところの部分については、やはりこう、我々もいろんな研究をしながら、やっぱりこう、対応をとっていかなければいけないかなというふうに思っております。それはうちのほうの、佐賀市のほうでは障がい者プランとか、障がい者の事業計画ですね、実施計画として福祉計画つくっておりますので、その中で、目標に向かって進めていきたいと考えております。それで、条例についてどうなのかという話になると、条例については、まだ考えには我々ちょっと至っていないわけですが、宮崎市の条例とかそういったのを見ると、やはり条例に表現することによって、市民に対して、ある程度障がい者への理解が進むとか、やっぱり、障がい者に対し周りが助けていくことが1番大切ですので、事業者ですとかそういう市民の役割、そして市の責務というのをきっちりうたわれていますので、その辺では非常に参考になるというふうには思っております。ただ、条例について私がいろいろ言うと釈迦に説法みたいになるので言われませんが、やっぱり自治体としては、どちらかというと住民に制限をかけたり、なんていうか義務を課したりというところで条例をつくったりしていますが、このコミュニケーションの促進条例というのは、やっぱり精神的な条例という、理念関係で事業を進めていきましょうという、非常にこう、市民、そして市、そして事業者が一体的になって進めていくものでありますので、そういうところで、我々も計画を進める中でそういうのは考えていかなければいけないとは思っています。そこで条例というのは、やっぱり地域の実情、それから今までの歴史とか、それからそういう下地とか、そういったところがあって初めて特徴のある条例がつくられていくと。もちろん市民もそれが受け入れやすいというような形になるかなというふうに思っています。

ただ、我々も、私も議会の一般質問で、川副議員のほうからも、雇用1,500人条例ということでどうですかということでは言われたのですけれども、やっぱり、それぞれ市、特徴があつてつくられているので、それをみんな佐賀市に当てはめると、条例の乱立になってしまうというような形になりますので、そういったところで、いろんな都市の参考となる事例は私たちが学びながら、条例としてそれがこのタイミングで効果があるのか、やっぱり次の政策に展開できるための条例にしないと意味がないので、そこは必要性、それから効果、そしてタイミングで考えながら、やはり条例は考えていかなければいけないのかなど。これは一般論になつてもう非常に申しわけないのですが、条例を今どうかって言われれば、その条例をつくりますよという話ではないので、そういった現状とこれからに向けての条例の考え方について、はっきりしたお答えにはなつていませんけれども、そういった形で考えています。

○山下明子委員

私、障がいの有無にかかわらずとしているところがとても大事だと思ったのですよ。というのは、今ここにある施策って障がい福祉の施策ですよ、いろんなものが。だから、補聴器にしろ、眼鏡にしろ、何にしろ、いろんなことに関して、障害者手帳を持っていないければ利用できないとか、療育手帳を持っていないければ利用できないとか、そんな形になつてしまつていきますけれども、一方で、例えば音声読み上げのデータをきちんとつけることによって、必要とする人はだれでもアクセスできるだとか、そういうその、情報にきちっとアクセスできるっていうのは、もう基本的人権なんだっていう立場から据えてあるというのがとても大事なところだと思ったのですよ。宮崎の場合。それを国体だとか東京オリンピックだとかそういうことが延期になつたので、ちょうど今から1年かけて醸成させていくいい期間だと捉えているという話もあつたのですよ、宮崎の場合、条例が平成30年にできたと言つてましたけんね。だから、となつたら佐賀でも、県は手話言語条例がありますけど、佐賀市としてどうしていくかというときに、県の条例だけではまだまだ、もつとこう考えていく部分もあるのじゃないだろうかということだとか、佐賀の国民スポーツ大会に向けてどうやっていこうかという、ある意味節目のタイミングと言えるところですけれどもね。ということで、ほかの方もどうぞ。

○大城保健福祉部長

今、山下明子委員からいただいた、基本的人権ということで、もちろんそれは我々も、もちろんベースに考えていることではあります。それで、障がい者プランの中でもそういった形で進めております。いろんな個別の対応については、我々がやっぱり窓口できちんとやっていくとか周知をどうしていくとか、そういったことは、やはり今、困り事が皆さんありますので、そこについては対応していくと。ちょっと1点難しかったのは、障がいの範囲を超えてという部分をどう我々が拾っていくかっていう部分は、ちょっと今後また、課題として考えなければいけないかなというふうには思っています。

○永瀨副委員長

繰り返しになるのですが、この後こちらでも、委員間討議をすることになるので、山下明子委員が比較的直接のことをおっしゃったのだけでも。では、部長にお聞きしたいのですが、そのコミュニケーションに関するそういう条例みたいなものを、もし今後考えていくと思ったときに、今の段階でクリアをしなきゃいけないとか、ちょっとそれに関してこの点が不安だとか思っている部分、その再度確認を。それをつくる上でちょっとこの件が不安だなどか思っている部分、そのあたりも教えていただきたいのですが。

○大城保健福祉部長

ちょっとお答えが難しいのですが、条例をどういうふうなつくり込みにするのか、盛り込む内容をどれだけにするかによって、その条例ができて今後進める我々の施策というのが決まってくるので、そこで、やはり内容をどこまで広げていくか、全庁的になっていくのか、それともある程度、もっと広げてというような形になるのか、その辺が非常にこう、どういった形によって次の展開が見えてきますので、そこが非常に不透明なところではあります。ただ、条例をつくった場合は、やっぱりみんなに知らせて、きちんと理解してもらい、もうそこが1番、この条例をつくった場合は大切だと思うのですよね。そこをどう広げていくかという、その下地っていうか、皆さんに受け入れられるような、環境というか、そういうのをつくってもらいたい。そこの中ではやっぱり今進めている地域共生社会ですとか、そういったその地域の土台というか、そういうのをきちんとつくって、そこに浸透させていくというような形にしないと、この条例をつくっても、何か地域とか住民のほうにその染み込んでいかないというか、そこは1番心配しているところではあります。そこで、具体的な事業になってきますと、それは我々が今、事業計画の中で進めている部分に少しプラスして事業を展開させていくというような形になりますので、当然条例をつくれれば、次の展開に行くためのある程度——予算が許せば、そこで事業を大きくしていくとか、新たな事業を設けるとかそういうことになりますので、そこはやっていかなければいけないなど。ただ、やはりその条例とかそういうのをつくった場合に、どこまで浸透させるのか、そこを我々がどういうシステムっていうか、どういう形でつくっていくのかっていうのが、私はやっぱり1番心配というか、課題だと思っています。

○池田委員長

確かに、市民にどう受け入れていただけるかは大切なことだと思います。それともう一つは、職員の皆さんにもやっぱり必要な条例じゃないかなという感じもしているんです。1つ事例を申し上げますと、この間、東与賀のひがさずができました。私たちも見学に行かせていただきましたけども、あそこには大型のスクリーンがあって、いろんな有明海の生態の紹介をしてありますけども、実はスクリーンに字幕が入ってなかったんです。そういうことが、聴覚障害者サポートセンターのほうから指摘がありまして、環境政策課のほうについてなかったよと電話をして、そういう指摘がありましたということで、今ちょ

うど字幕を入れる準備をしていらっしゃるということですが、こういうことが実は過去にも三重津海軍所跡とか、それからバルーンミュージアムのスクリーンも、後から指摘されて、そういった字幕が入ることが度々起こっているんです。こういうことがやっぱり全庁的に行われていないと、共有されていないということが、私たちは問題じゃないかなというふうに考えているわけで、そういうことをやっぱり、常にそういった建物が建ったら、そういうことに気を付けてちゃんとやっていくんだという、そういった事がなされていないんじゃないかなというのが一つ問題視しているわけで、何も市民だけに条例を押し付けるわけじゃなくて、私たち自身もやっぱり役所としても、そういった条例つくることによって、意識が行き渡っていくんじゃないかということも考えての調査をやっているという段階ですので、そのこともぜひ頭に入れて、考えていただきたいなというふうに思っております。

○大城保健福祉部長

今、池田委員長から言われたことはもう、我々もちょっと反省すべき点かなというふうに思います。これは、庁内である程度連携がとれていれば、そういったことも起こらなかったでしょうから、そのあたりについては、今、課長も言いましたとおり、我々が保健福祉部で持っている思いというか、それを広げていくというような形で進めていきたいとは思っております。

○池田委員長

あと、皆さんほうから何かないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですかね。それでは、ほかに御質疑もないようですので次第の2はこれで終わりたいと思います。執行部の皆さん、本当にありがとうございます。お忙しい中を来ていただきましてありがとうございます。

10分間休憩を入れたいと思います。11時25分から再開いたします。

◎執行部退出

◎午前11時15分～午前11時24分 休憩

○池田委員長

それでは、所管事務調査を再開いたします。

次第3、各種団体からの意見聴取についての要点整理について協議を行います。1月13日に聴覚障害者サポートセンターに対してと、19日に佐賀市視覚障害者福祉協会に対し意見聴取を行います。その際、お尋ねする項目、ポイントについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。何か御意見があればお伺いしたいと思います。どういった項目をいれていくか。19日が視覚障害者協会です。聴覚障害者サポートセンターに対して私がちょっと今考えていることは、去年の12月に要望書が上げられていて、タブレットのほう見ていただくと入っていると思いますが、ホームから陳情に入って、令和元年度の上から

3番目ですね。手話言語条例制定に関する要望書を開いていただくと、5ページ目に手話言語条例に盛り込むべき事項ということで示してあるんですね。この内容についてちょっと詳しく、どういったことの盛り込みが必要なのかについて、ちょっと詳しく聞きたいなどというふうに思っております。視覚障害者協会については、現在、なかなかそういう、コミュニケーションをとっていく上で不便だと感じていらっしゃることをじかにお聞きするということですね。

○永渕副委員長

今回、視覚障がい者というところで今ちょっと調べていると、これ、色覚とかも入るのですかね。私実は、色弱で非常に苦勞してまして、時々資料によっては読めない資料があるのですよね。そこで、そのあたりのことで悩まれている——まあ、いろいろ最近紙とかもいろいろそういうことに配慮してっていうような話もあるのですが、ちょっと、せっかく現場でお話を聞けるのだったら、この色覚障がいですね。そのあたりに対して、少しお話が受けられればなあという気はしておりました。自分のことからですけど。私も悩んでおりました。

○山下明子委員

永渕副委員長のコメントに関して言うと、そもそもの視覚障がい自体に関して、ちょっと御説明いただくっていうこともあっていいのじゃないですか。本当にいろんな種類があるから。色覚だけじゃなくて、ロービジョンとかなんかも含めて。だから、そこら辺をちょっとお話してもらいながら、要するに見え方によって助けるやり方も全然違ってくるから。なので、そこら辺も、実情も話していただくっていうことでどうなのでしょうかね。その中に今の色弱も入ってくると思うのです。だから、概要というか、聴覚障がいといってもいろいろありますよ、というように、視覚障がいにもいろいろありますよ、の部分をつかりやすく少し話していただくということをちょっとお願いしたらどうですかね。基本的なところをきちっと私たちが分かるようにしたほうが。ただ、いきなり困っている話だけされる前に、こういう種類があってというところを言っていたらいいのかなと思うんです。

○池田委員長

概要というかね。ほかには。それくらいでいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、聴覚障害者サポートセンターに対しては、要望書で出されております、手話言語条例に盛り込むべき事項について、詳しくお話を聞くと。それから、佐賀市視覚障害者福祉協会に対しては、視覚障害について種類、概要をお聞きする。それで、ふだん日常生活で困っていることについて、お聞きしたいということで、とりあえず2点を中心に。

○重田委員

こういうサポートがあったらいいなということがあったら、それも言っていたくとい

うことをお願いします。

○池田委員長

そしたら、もう1回ちょっと確認します。聴覚障害者サポートセンターに対しては、条例に盛り込むべき事項について詳しく伺うと。それから、視覚障害者福祉協会に対しては、視覚障がいについての概要、日常生活で困っていること、またそれに対するサポートについてということでお伺いします。そういう内容でちょっと通知をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、次、次第4になりますけども、その他ということで、委員の皆さんから何かございましたら出していただければと思います。

○山下明子委員

体験をどっかでしてみたらどうかと思うのですけどね。私たち自身がマスクしたり、何かのロービジョンの体験とか、何かをする機会が持てたらなと思います。例えば委員会で呼びかけて、議会の皆さんも希望の方はどうぞみたいな形にしながらの、本当にマスクして、白杖を持って、この辺ずっと歩いてみるだとか、何かそういうことをやってみてはどうかなという感じがします。

○池田委員長

車いす？

○山下明子委員

車いすもだし、視覚、聴覚、ここに特化した場合は多分、聴覚、視覚障がいとかなんかなどかは、バリアフリー体験のキットがあるはずなのですよ。社協とか何か聞いたら分かると思いますけどね。

○池田委員長

どうですかね、皆さん。

○山下明子委員

そういうのを1回やってみたらどうかと思います。

○池田委員長

やってみますか。いいですか。そしたら、するなら、大体いつぐらいがいいですかね。

(発言する者あり)

分かりました。その辺で調整というか、やってみます。ほかにございますか。

(「会場はどこで」と呼ぶ者あり)

会場はどがんな。こっちやろうね。会場はもう、どちらもこちらのほうでしますの。ほかにないですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、

数字その他の整理についてお諮りします。本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議はないようですので、委員長に委任することに決定しました。以上もちまして、文教福祉委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。